



結核病床および感染症病床に係る基準病床数について

---

# 結核病床に係る基準病床数（案）について

- 基準病床数とは、地域で必要とされる病床数の目安を示すものであり、医療法に基づき、医療計画において基準病床数を定めることとされています。
- 結核病床および感染症病床に係る基準病床数の設定について、ご意見・ご協議をいただきたい。

## 結核病床の基準病床数

### 【算定方法】

$$(A \times B \times C \times D) + E$$

- A : 1日あたり塗沫陽性結核患者の数  
B : 塗沫陽性結核患者の感染性消滅までに要する平均日数  
C : 年間新規塗沫陽性結核患者発生数の区分に応じて定める数値  
D : 都道府県の区域の事情に係る係数（1～1.5の範囲内）  
E : 前年度の慢性排菌患者のうち入院している者の数

### 【算定結果及び基準病床数】

A	B	C	D	E	算定結果
0.159	60	1.8	1	0	17.17

三重県結核医療体制検討会議（令和5年10月23日開催）において、上記の算定結果、県内の結核患者の発生状況、最大入院患者数、前回改定時の基準病床数（60床）等を勘案し、**基準病床数を40床**とすることが適当とのご意見をいただいています。

既存病床数については、30床から15床に減床することが予定されているため、減床後の過不足は△25床となります。

そのため、不足する病床数については、結核モデル病床数を42床から52床に増床することで対応することを予定しています。

### 前回策定時（第7次）との比較

	基準病床数			既存病床数 (R5.10.1時点)	過不足
	前回（第7次改訂時）	今回（第8次改訂）	差引		
県内全域	60	40	20	30	△10

# 感染症病床に係る基準病床数（案）について

## 感染症病床の基準病床数

### 【算定方法】

- 第1種感染症指定医療機関：  
各都道府県に1カ所（2床）
- 第2種感染症指定医療機関  
二次医療圏ごとに  
30万人未満：4床  
30万人以上100万人未満：6床

### 【算定結果及び基準病床数】

第1種	第2種				基準病床数
	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州	
2	6	6	6	4	24

### 前回策定時（第7次）との比較

	基準病床数			既存病床数 (R5.10.1時点)	過不足
	前回（第7次改訂時）	今回（第8次改訂）	差引		
県内全域	24	24	0	24	0